

平成 2 9 年 3 月 定例会

河 合 町 議 会 会 議 録

平成 2 9 年 3 月 8 日 開会

河 合 町 議 会

平成29年第1回（3月）河合町議会定例会会議録目次

○招集告示.....	1
第 1 号（3月8日）	
○議事日程.....	3
○本日の会議に付した事件.....	4
○出席議員.....	4
○欠席議員.....	4
○出席説明員.....	4
○欠席説明員.....	5
○議会事務局出席者.....	5
○開会の宣告.....	7
○開議の宣告.....	7
○町長のあいさつ.....	7
○会議録署名議員の指名.....	10
○会期の決定.....	11
○付議事件の一括提案理由の説明.....	11
○議案第15号の質疑、討論、採決.....	20
○議案第16号の質疑、討論、採決.....	21
○議案第18号の質疑、討論、採決.....	22
○議案第19号の質疑、討論、採決.....	23
○議案第23号の質疑、討論、採決.....	25
○議案第1号から議案第5号、議案第15号から議案第17号、議案第20号から 議案第20号の委員会付託.....	26
○議案第6号から議案第14号までの委員会付託.....	27
○散会の宣告.....	28
○署名議員.....	29

河合町告示第2号

平成29年第1回（3月）河合町議会定例会を、次のとおり招集する。

平成29年2月27日

河合町長 岡井康徳

1 期 日 平成29年 3月 8日

2 場 所 河 合 町 議 会 議 場

平成 2 9 年 3 月 8 日（水曜日）

（ 第 1 号 ）

平成29年第1回(3月)河合町議会定例会会議録

議事日程(第1号)

平成29年3月8日(水)午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第15号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- 日程第4 議案第16号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 日程第5 議案第18号 河合町税条例等の一部改正について
- 日程第6 議案第19号 河合町地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第7 議案第23号 工事の請負契約について
- 日程第8 議案第1号 平成28年度河合町一般会計補正予算について
- 日程第9 議案第2号 平成28年度河合町国民健康保険特別会計補正予算について
- 日程第10 議案第3号 平成28年度河合町下水道事業特別会計補正予算について
- 日程第11 議案第4号 平成28年度河合町介護保険特別会計補正予算について
- 日程第12 議案第5号 平成28年度河合町後期高齢者医療制度特別会計補正予算について
- 日程第13 議案第17号 特別職の職員及び一般職の職員の給与の特例に関する条例の一部改正について
- 日程第14 議案第20号 河合町道路線の認定について
- 日程第15 議案第21号 河合町道路線の認定について
- 日程第16 議案第22号 河合町道路線の認定について
- 日程第17 議案第6号 平成29年度河合町一般会計予算について(別冊)
- 日程第18 議案第7号 平成29年度河合町国民健康保険特別会計予算について(別冊)
- 日程第19 議案第8号 平成29年度河合町生活資金貸付事業特別会計予算について(別冊)
- 日程第20 議案第9号 平成29年度河合町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について(別冊)
- 日程第21 議案第10号 平成29年度河合町下水道事業特別会計予算について(別冊)
- 日程第22 議案第11号 平成29年度河合町水洗便所改造資金貸付事業特別会計予算について(別冊)
- 日程第23 議案第12号 平成29年度河合町介護保険特別会計予算について(別冊)
- 日程第24 議案第13号 平成29年度河合町後期高齢者医療制度特別会計予算について(別冊)
- 日程第25 議案第14号 平成29年度河合町水道事業会計予算について(別冊)

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第25まで議事日程と同じ

出席議員（13名）

1番 岡田美伊子	2番 大西孝幸
3番 清原和人	4番 馬場千恵子
5番 吉村幸訓	6番 岡田康則
7番 森尾和正	8番 池原真智子
9番 西村 潔	10番 疋田俊文
11番 谷本昌弘	12番 中尾伊佐男
13番 辻井賢治	

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により出席した者

町 長 岡井康徳	副町長 藤岡和成
教育長 竹林信也	企画部長 澤井昭仁
総務部長 福井敏夫	福祉部長 中尾博幸
住民生活部長 堀内伸浩	まちづくり推進部長 竹田裕昭
教育部長 井筒 匠	総務部次長 木村光弘
福祉部次長 門口光男	住民生活部次長 岡田昌浩
政策調整課長 森嶋雅也	安心安全推進課長 阪本武司
財政課長 上村卓也	税務課長 浮島龍幸
福祉政策課長 辰己 環	社会福祉協議会課長 山本孝典
保険スポーツ課長 上村 豊	認定こども園準備室長 佐藤桂三
特命担当 梅野修治	住民生活課長 上村英伸
まちづくり推進課長 中山雅至	地域活性課長 福辻照弘
上下水道課長 石田英毅	教育総務課長 杉本正範

生涯学習課長 上 村 欣 也

欠席者（なし）

会議に従事した事務局職員

調 整 員 堀 内 一 憲

開会 午前10時00分

◎ 開会の宣告

- 議長（疋田俊文） おはようございます。本日、告示第2号をもって平成29年第1回定例会を招集されましたところ、ただいまの出席議員は13名で定足数に達しております。よって、平成29年第1回定例会は成立しましたので開会します。
-

◎開議の宣告

- 議長（疋田俊文） これより本日の会議を開きます。
-

◎町長のあいさつ

- 議長（疋田俊文） 町長、招集の挨拶並びに施政方針を登壇の上願います。

- 町長（岡井康徳） はい、議長。

- 議長（疋田俊文） 岡井町長。

（町長 岡井康徳 登壇）

- 町長（岡井康徳） 皆さん、おはようございます。

少し寒さも緩るいでまいりました。過ごしやすくなりつつある状況でございます。皆様には元気でこれからもご活躍いただきたいと思っております。本日ここに平成29年第1回定例議会を招集しましたところ議員各位にはご多忙中にもかかわらず、お元気でお揃いいただき厚くお礼申し上げます。また、平素の町政全般にわたるご支援、ご協力に対し、深く謝意を表するものでございます。

今議会においては、平成29年度の一般会計及び特別会計並びに企業会計それぞれの予算案と、それに関連する諸議案を提出致しましたので、本町の現況と、将来あるべき姿を展望しながら、29年度の町政に対する基本方針と施策の一端を申し述べ、議員各位をはじめ町民皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

さて、我が国の社会経済情勢は、緩やかな回復基調が続いているとされておりますが、世

界情勢が不安定化する中、個人消費の低迷、労働力不足などを理由に地域経済の先行きには不透明感が漂っております。国においては、地方創生をめぐる厳しい現実を踏まえ「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を改定し、地方の「平均所得の向上」を目指すために意欲的に取り組む自治体を積極的に支援することとしております。

本町におきましても、この趣旨をしっかりと受け止め、昨年策定した「河合町街再生総合戦略」に位置付けた各種事業を前進させ、河合の魅力を発信し、新しい人の流れを作るとともに、若い世代が希望を持てる町づくりの実現に向けた取り組みを押し進めてまいります。

29年度の本町は、人口減少や少子高齢化の影響などにより、今後も町税収入の大きな伸びが見込めないことや、社会保障関連経費の増大など、引き続き厳しい財政運営が予想されることから、財政健全化への取り組みを最重要課題とする一方で、真に必要な事業については着実に進めることを基本とした財源配分を行い予算編成に取り組んだところであります。

その結果、一般会計当初予算の総額は、74億2,000万円で、前年度に比べ6億3,900万円、9.3%の増額となっております。

なお、財政健全化の取り組みにつきましては、厳しい財政状況の中にあっても、福祉や教育など一定の水準を保ちながら、町の将来を見越した重要施策を着実に進める必要があることから、財政健全化計画を見直し、自主財源の確保、事務事業や施設管理運営の見直し、人件費の圧縮などにより、より一層の歳入確保と歳出削減に取り組むこととしました。

それでは、29年度の町政運営の基本的な方針について述べさせていただきます。

第1に、街の活性化に向けた取り組みの推進です。

本町では、街再生総合戦略を策定するとともに、地方創生先行型交付金、加速化交付金および推進交付金を活用した各種事業を展開してまいりました。また、街再生総合戦略の効果検証を実施し、様々な方々から、多数のご意見をいただきました。新年度予算では、これらの検証結果やご意見を参考に、また、地方創生推進交付金制度の活用を念頭に置きながら、予算編成にあたりました。

まず、「かわい浪漫プロジェクト」として、暮らしのご相談センター運営経費と住宅診断経費を計上し、住まいを良好な状態に保っていただく意識を醸成するとともに、住宅ストック情報を集約することに努めてまいります。それらのデータは、昨年10月から北葛城郡4町で取り組んでおります、“すむ・奈良・ほっかつ”事業の基礎データとして活用し、4町域での移住、Uターン促進事業としての展開を目指してまいります。

次に、「河合ふるさとの日」夏・冬の開催であります。昨年おおいに盛り上がった夏の花

火や、ニュータウンエリアでは初の開催となるノスタルジック・ウインターを続けることで、“住みやすい河合町”へのふるさと回帰を定着させてまいります。また、町内映画館で利用できる映画優待券事業を継続するとともに、現在、推進交付金を活用して取り組んでいる総合戦略具体化可能性調査で、“そうだ！やっぱり河合で暮らそう”と思える新たな事業のパッケージ化を検討しております。これらに加え、河合町ブランドとして定着している「自治会ニュースコンクール」「同窓会応援します」「河合のまち貸します」など、他の市町村にはない事業を実施してまいります。

第2に、子育て、教育環境の充実であります。

河合町子ども子育て支援事業計画などにより、子どもや子育て家庭への支援策の更なる充実を図ってまいります。子ども医療費助成については、平成28年8月診療分より、通院医療費助成の対象者を就学前児童から中学校卒業までに拡充したところで、本年度におきましても所要の予算を確保したところです。また、幼児教育と保育の充実を目的とした「幼保連携型認定こども園」につきましては、平成31年4月の開園を目指し、就学前の子ども達への教育・保育サービスの拠点として、優れた環境の元で、多様化、複雑化する保育ニーズなどに対応してまいります。教育環境につきましては、少子高齢化が進むなか、本町の小中学校の児童生徒数がピーク時に比べ6割以上減少している状況でございます。

私と教育委員で構成する「総合教育会議」で協議して、「教育大綱」並びに「学校再編の方針」を策定しました。学校再編につきましては、現在3校ある小学校を2校に、2校ある中学校を1校にすることを基本とし、小中一貫教育についても視野に入れ、平成32年度を起点に進めることとし、29年度以降、住民説明会のほか各種専門部会を設置し、進めてまいりたいと思っています。

また、「ICT教育環境の整備」につきましては、平成27年度に第3小学校に整備したところでありますが、29年度は残り2つの小学校に整備を行い、教育環境の充実を進めてまいりたいと考えています。

第3に、安心して安全なまちづくりであります。

住民の皆様の日常生活における町内の主要な施設への交通手段の確保を目的とした豆山きずな号の拡充につきましては、昨年11月に西大和地区を周回する新路線を加えて試験運行を行っているところです。29年度の早い時期におきまして、これまでいただいた停留所や運行便数などの要望に対応して路線を全面的に見直し、今後は、福祉会館豆山の郷への送迎に限らず、町内の移動全般にご利用いただけるよう運行してまいりたいと考えています。

また、上水道事業につきまして、以前からの懸案でありました、西大和既存配水タンクの廃止に向け、今年度は除却関連設計業務を実施してまいりたいと考えています。

昨年は、4月に熊本地震、8月に東北・北海道豪雨など自然災害が猛威を振いました。豪雨による河川の氾濫は、大和川流域に暮らす我々にとって大きな問題であり、国土交通省、気象台と流域自治体で構成する「大和川上流部大規模氾濫に関する減災対策協議会」で、「避難・防ぐ・回復」を主眼とした「大規模氾濫域の減災に係る取組方針」が策定され、減災のための目標を共有し、一体的・計画的に対策を推進することとなりました。

また、昨年度から取組んでいる防災行政無線デジタル化を早期に整備し、情報の多様化とその伝達を確実にすることで、大規模災害発生時に備えてまいりたいと思っています。

さらに、災害時に対策拠点となる本庁舎の耐震補強工事については、現在、改修計画及び工事実施設計を作成しているところです。設計完了後に補正予算に計上して実施してまいりたいと考えています。

平成29年度の町政運営につきまして、私の所信の一端を申し述べました。本方針に基づき、今定例会に提案させていただいております「平成29年度当初予算案」をはじめ、各議案につきまして、ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

本町におきましても依然として厳しい財政状況に直面しておりますが、財政健全化を進めながら、一方で、今本当に必要なものについては、勇気をもって推し進めていく所存でございます。

ここに重ねて、議員の皆様方をはじめ、町民の皆様方の温かいご理解と一層のご支援、ご協力をお願い申し上げ、施政方針並びに招集のあいさつとさせていただきます。

ありがとうございました。 _

◎会議録署名議員の指名

○議長（疋田俊文） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により議長において、13番、辻井賢治議員、1番、岡田美伊子議員を指名します。

◎会期の決定

○議長（疋田俊文） 日程第2 会期の決定を議題とします。

2月27日と本日、議会運営委員会を開会していただいておりますので、谷本昌弘議会運営委員長より会期等について報告願います。

○11番（谷本昌弘） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 谷本委員長。

○11番（谷本昌弘） 去る2月27日及び本日、議会運営委員会を開会しましたので、その結果を報告いたします。

会期は、本日3月8日より3月24日までの17日間といたします。

本日の議事日程につきましては、議案第1号から議案第23号の23議案を本日一括上程し逐条審議いたします。

なお、一般質問につきましては、3月22日、23日の2日間本会議を再開し、行いたいと思います。

以上で報告を終わります。

○議長（疋田俊文） お諮りします。

会期等については、ただいまの委員長報告のとおり決定したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） ご異議なしと認めます。

よって、会期は委員長報告どおり本日8日より24日までの17日間と決定します。

◎付議事件の一括提案理由の説明

○議長（疋田俊文） それでは、理事者より議案第1号より議案第23号までの23議案について、提案理由の説明を登壇の上願います。

○副町長（藤岡和成） はい、議長。

○議長（疋田俊文） はい、副町長。

（副町長 藤岡和成 登壇）

○副町長（藤岡和成） それでは、3月定例議会に上程致されました、議案第1号から議案第23号までの23議案につきまして、順次説明させて頂きたいと思っております。

議案第1号 平成28年度河合町一般会計補正予算についてでございます。

第1条「歳入歳出予算の補正」につきましては、既定の歳入歳出予算にそれぞれ2,849万7,000円を追加し、歳入歳出予算総額を69億5,296万3,000円とするものでございます。

第2条「繰越明許費」につきましては4ページをお願い致します。

個人番号カード交付事業142万3,000円、老人憩の家整備事業7,263万8,000円、臨時給付金給付事業5,808万5,000円、防災行政無線デジタル化事業2億4,451万2,000円、合計3億7,665万8,000円を計上させていただいております。

第3条「地方債の補正」につきましては、5ページをお願い致します。

このことにつきましては、4事業の借入限度額を表のとおり定め、起債の限度額を合計8億5,250万円とするものでございます。

それでは歳出からご説明申し上げます。16ページをお願い致します。

2款総務費、1項総務管理費では93万2,000円の増額で、内容につきましては、財政調整基金費で、財源調整により93万2,000円の増額となっています。

3款民生費、1項社会福祉費ではまず、社会福祉総務費で、国保特会と介護特会への繰出金額の確定により、491万5,000円の減額。

老人福祉費で、老人ホーム入所事業費確定により250万円の減額。

老人憩の家運営費で、城古老人憩の家整備費で県からの土地売却収入及び家屋移転補償費の額の確定に伴い、事業費95万7,000円の増額。

障害福祉費では、自立支援医療給付費と介護給付費において、扶助費の増加に伴い、2,382万8,000円の増額。

国民健康保険医療助成費では国保税の軽減分確定に伴い国保特会への繰出金で2,258万2,000円の増額。

後期高齢者医療費では、負担金確定により1,200万円の増額となっております。

次の臨時給付金給付事業費5,808万5,000円の増額につきましては、国の補正予算を受けて、低所得者を対象とする臨時給付金の給付事業を実施致すものです。18ページをお願い致します。

3款民生費、2項児童福祉費では、児童福祉総務費で、子ども医療給付費の減額及び未熟児養育医療給付費増額に伴い213万5,000円の減額、児童福祉施設費で認定こども園整備費不用額999万9,000円の減額となっております。20ページをお願い致します。

7款土木費、4項都市計画費では、公共下水道費で下水道事業特別会計補正に伴う財源調

整分として繰出金3,262万9,000円の増額になっております。

8款消防費、1項消防費では防災行政無線デジタル化事業の事業費確定に伴い1億566万7,000円の減額となっております。

9款教育費、2項小学校費170万円の増額及び、次の9款教育費、3項中学校費100万円の増額につきましては、広域避難場所である学校施設の情報伝達手段の多様化を図るため学校施設防災ネットワーク整備事業を実施致すものです。

次に、歳入についてご説明申し上げます。10ページをお願い致します。

4款配当割交付金、1項配当割交付金で2,700万円の減額。

6款地方消費税交付金、1項地方消費税交付金で5,800万円の減額。

11款分担金及び負担金、1項負担金で13万5,000円の増額。

13款国庫支出金、1項国庫負担金で2,136万6,000円の増額。

同じく13款国庫支出金、2項国庫補助金で5,808万5,000円の増額。12ページをお願い致します。

14款県支出金、1項県負担金で1,380万3,000円の増額。

同じく14款県支出金、2項県補助金で135万円の減額。

15款財産収入、2項財産売払収入で95万7,000円の増額。

19款諸収入、4項雑入で1,070万1,000円の増額。

20款町債、1項町債で980万円の増額となっております。

以上、歳入歳出2,849万7,000円の増額補正となっております。

議案第2号 平成28年度河合町国民健康保険特別会計補正予算についてでございます。

第1条「歳入歳出予算の補正」につきましては、既定の歳入歳出予算にそれぞれ1,322万1,000円を追加し、歳入歳出予算総額を26億568万7,000円とするものでございます。

それでは歳出からご説明申し上げます。8ページをお願い致します。

2款保険給付費、1項療養諸費、同じく2款保険給付費、2項高額療養費では、財源の振替のみとなっております。

5款共同事業拠出金、1項共同事業拠出金では979万9,000円の増額となっており、高額医療費拠出金額確定に伴い762万2,000円の増額、保険財政共同安定化事業拠出金の額確定に伴い216万7,000円の増額となっております。

8款諸支出金、1項償還金及び還付加算金では平成27年度国庫負担金等の精算に伴う返還金342万2,000円の増額となっております。

次に、歳入についてご説明申し上げます。6ページをお願い致します。

2款国庫支出金、1項国庫負担金で190万8,000円の増額。

同じく2款国庫支出金、2項国庫補助金で2,706万9,000円の減額。

4款県支出金、2項県負担金で190万8,000円の増額。

5款共同事業交付金、1項共同事業交付金で751万8,000円の増額。

6款繰入金、1項繰入金で2,895万6,000円の増額となっております。

以上、歳入歳出1,322万1,000円の増額補正となっております。

議案第3号 平成28年度河合町下水道事業特別会計補正予算についてでございます。

第1条歳入歳出予算の補正につきましては、既定の歳入歳出予算からそれぞれ2,036万9,000円を減額し、歳入歳出予算総額を6億8,816万7,000円とするものでございます。

第2条「繰越明許費」につきましては3ページをお願い致します。

流域下水道事業94万5,000円を計上させていただいております。

第3条「地方債の補正」につきましては、4ページをお願い致します。

このことにつきましては、3事業の借入限度額を表のとおり定め、起債の限度額を1億5,610万円とするものでございます。

それでは歳出からご説明申し上げます。10ページをお願い致します。

1款総務費から4款公債費まで、すべて事業費確定等に伴う不用額の減額及び財源の補正となっております。

次に、歳入についてご説明申し上げます。8ページをお願い致します。

1款使用料及び手数料、1項使用料で2,058万2,000円の減額。

5款繰入金、1項繰入金で3,262万9,000円の増額。

7款町債、1項町債では3,210万円の減額。

9款県支出金、1項県補助金では31万6,000円の減額となっております。

以上、歳入歳出2,036万9,000円の減額補正となっております。

議案第4号 平成28年度河合町介護保険特別会計補正予算についてでございます。

第1条「保険事業勘定の歳入歳出予算の補正」につきましては、既定の歳入歳出予算からそれぞれ9,666万8,000円を減額し、歳入歳出予算総額を17億3,749万4,000円とするものでございます。

第2条「繰越明許費」につきましては3ページをお願い致します。

介護保険保険者システム改修事業で208万6,000円を計上させていただいております。

それでは、歳出からご説明致します。12ページをお願い致します。

1 款総務費、1 項総務管理費では財源の振り替えのみとなっております。

2 款保険給付費、1 項介護サービス等諸費7,500万円の減額。

同じく2 款保険給付費、2 項介護予防サービス等諸費1,000万円の減額につきましては、給付費の減額となっております。

4 款地域支援事業費、1 項介護予防事業費1,166万8,000円の減額については、不用額の減額となっております。

次に、歳入についてご説明いたします。8ページをお願い致します。

4 款国庫支出金、1 項国庫負担金で4,250万円の減額。

同じく4 款国庫支出金、2 項国庫補助金で365万7,000円の減額。

5 款支払基金交付金、1 項支払基金交付金で2,706万7,000円の減額。

6 款県支出金、1 項県負担金で1,062万5,000円の減額。

同じく6 款県支出金、3 項県補助金で145万9,000円の減額。10ページをお開き願います。

7 款繰入金、1 項一般会計繰入金で1,128万9,000円の減額。

同じく7 款繰入金、2 項基金繰入金で7万1,000円の減額となっております。

以上、歳入歳出9,666万8,000円の減額補正となっております。

議案第5号 平成28年度河合町後期高齢者医療制度特別会計補正予算についてでございます。

第1条「歳入歳出予算の補正」につきましては、既定の歳入歳出予算にそれぞれ274万8,000千円を追加し、歳入歳出予算総額を3億2,040万2,000円とするものでございます。

それでは歳出からご説明申し上げます。8ページをお願い致します。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金、1 項後期高齢者医療広域連合納付金では274万8,000円の増額で普通徴収保険料分負担金等の額の確定に伴う増額となっております。

次に、歳入についてご説明申し上げます。6ページをお願い致します。

1 款後期高齢者医療保険料、1 項後期高齢者医療保険料で274万8,000円の増額となっております。以上、歳入歳出274万8,000円の増額補正となっております。

議案第6号 から 議案第14号までの9議案につきましては、平成29年度河合町一般会計並びに7特別会計、1企業会計の当初予算についてでございます。

この議案につきましては、皆様に「予算書及び予算に関する説明書」並びに「予算案の概要」をお配りしておりますので、極簡単にご説明させていただきます。

議案第6号 平成29年度河合町一般会計予算についてご説明申し上げます。予算書の5ページをお願い致します。

第1条「歳入歳出予算」につきましては、予算の総額を74億2,000万円と定め、前年度予算額と比較致しまして、6億3,090万円の増額、率で9.3%の増となっております。

第2条「地方債」につきましては、14ページをお願い致します。

地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めており、表のとおり、5事業、起債限度額16億4,290万円と定めるものでございます。

第3条「一時借入金」につきましては、地方自治法第235条の3第2項の規定により、一時借入金の限度額を20億円と定めるものでございます。

第4条「歳出予算の流用」につきましては、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の金額を流用できる場合を定めております。

議案第7号 平成29年度河合町国民健康保険特別会計予算についてでございます。201ページをお願い致します。

第1条「歳入歳出予算」につきましては、予算の総額を27億7,500万円と定め、前年度予算額と比較致しまして、金額で1億5,900万円の増額、率で6.1%の増となっております。

第2条「歳出予算の流用」につきましては、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の金額を流用できる場合を定めております。

議案第8号 平成29年度河合町生活資金貸付事業特別会計予算についてでございます。237ページをお願い致します。

第1条「歳入歳出予算」につきましては、予算の総額を20万円と定め、前年度予算額と同額となっております。

議案第9号 平成29年度河合町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算についてでございます。253ページをお願い致します。

第1条「歳入歳出予算」につきましては、予算の総額を590万円と定め、前年度予算額と比較致しまして、金額で230万円の減額、率で28.0%の減となっております。

議案第10号 平成29年度河合町下水道事業特別会計予算についてでございます。269ページをお願い致します。

第1条「歳入歳出予算」につきましては、予算の総額を7億2,800万円と定め、前年度予算額と比較致しまして、金額で1,900万円の増額、率で2.7%の増となっております。

第2条「地方債」につきましては、272ページをお願い致します。

地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めており、表のとおり、3事業、起債限度額1億7,900万円と定めるものでございます。

議案第11号 平成29年度河合町水洗便所改造資金貸付事業特別会計予算についてでございます。301ページをお願い致します。

第1条「歳入歳出予算」につきましては、予算の総額を360万円と定め、前年度予算額と同額となっております。

議案第12号 平成29年度河合町介護保険特別会計予算についてでございます。317ページをお願い致します。

保険事業勘定につきましては、第1条「歳入歳出予算」で予算の総額を19億8,000万円と定め、前年度予算額と比較致しまして、金額で1億7,500万円の増額、率で9.7%の増となっております。

第2条「歳出予算の流用」につきましては、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、保険事業勘定の歳出予算の各項の金額を流用できる場合を定めております。

議案第13号 平成29年度河合町後期高齢者医療制度特別会計予算についてでございます。357ページをお願い致します。

第1条「歳入歳出予算」につきましては、予算の総額を3億3,000万円と定め、前年度予算額と比較致しまして、金額で1,300万円の増額、率で4.1%の増となっております。

議案第14号 平成29年度河合町水道事業会計予算についてでございます。別冊の予算書1ページをお願い致します。

第2条「業務の予定量」は予算書のとおりであります。

第3条「収益的収入及び支出」の予定額につきましては、収入額を5億8,915万1,000円と定め、前年度予算額と比較しまして、金額で280万1,000円の増額、率で0.5%の増。

また、支出額を5億3,192万4,000円と定め、前年度予算額と比較しまして、金額で4,285万8,000円の減額、率で7.5%の減となっております。

第4条「資本的収入及び支出」の予定額につきましては、支出を5,440万4,000円と定め、前年度予算額と比較しまして、金額で1,496万2,000円の増額、率で37.9%の増となっております。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額5,440万4,000円については、過年

度分損益勘定留保資金3,066万5,000円と建設改良積立金2,373万9,000円で補填するものでございます。

第5条「一時借入金」につきましては、限度額を3,000万円と定めるものでございます。

第6条「議会の議決を経なければ流用することのできない経費」として、職員給与費4,009万5,000円と定めるものでございます。

第7条「たな卸の購入限度額」につきましては、100万円と定めるものでございます。

議案第15号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてでございます。

このことにつきましては、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律の一部改正に伴い、本条例の一部を改正するものでございます。主な内容をご説明申し上げます。

1点目は、介護休暇の分割として、介護休暇を請求できる期間を6カ月を超えない範囲内で3回以下に分割できるようにするものです。

2点目には介護時間の新設で、連続する3年までの期間、1日につき2時間を超えない範囲内で、勤務しないことを承認できる仕組みを新設するものです。

この条例は平成29年4月1日から施行するものでございます。

議案第16号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてでございます。

このことにつきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律等の一部改正に伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

主な内容につきましては、育児休業等に係る子の範囲を拡大するものでございます。

この条例は平成29年4月1日から施行するものでございます。

議案第17号 特別職の職員及び一般職の職員の給与の特例に関する条例の一部改正についてでございます。

このことにつきましては、特別職及び一般職の職員の給与について減額する改正でございます。

人口減少や少子高齢化の影響などで町税や地方交付税などの主要一般財源収入の減少が続くなかで、街再生総合戦略などの重要な施策を着実に進めるための財源を確保するため、財政健全化計画の見直しを行い、併せて常勤特別職及び一般職員の給与削減を行うことで財源の確保に努めるものでございます。

削減対象及び削減率につきましては、給料及び地域手当を対象に、常勤特別職は15%の削減、一般職員については7%から2%の削減を行うものです。

この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

議案第 18 号 河合町税条例等の一部改正についてでございます。

このことにつきましては、「地方税法等の一部を改正する等の法律」が、平成 28 年 3 月 31 日に公布されたことなどに伴い、河合町税条例等の一部を改正するものでございます。主な内容をご説明申し上げます。

まず 1 点目は、第 1 条中、第 71 条の改正につきましては、固定資産税の減免の規定において、減免となる対象資産に特別の事由がある固定資産を追加するものでございます。

2 点目に、同じく第 1 条中、附則第 16 条の改正につきましては、軽自動車税において、燃費性能の優れた軽自動車に実施されている税率の軽減措置の適用期限を 1 年延長し、平成 29 年 3 月 31 日までに取得された車両に適用するものでございます。

3 点目に、第 2 条中、第 34 条の 4 以外の改正につきましては、地方税法の改正により軽自動車税に環境性能割が新設され、現行の軽自動車税が種別割と定義され、2 種類になったことに伴う改正でございます。この環境性能割は、平成 31 年 10 月に予定されている消費税率 10% への引き上げとともに廃止される自動車取得税に替わり導入される車体課税でございます。

4 点目に、同じく第 2 条中、第 34 条の 4 の改正につきましては、法人町民税の税率を引き下げるものでございます。これは、地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため、法人町民税の税率を引き下げる一方、国において地方法人税の税率引き上げを行い、その税収の全額を交付税原資化するとともに、法人事業税交付金が創設されることに伴うものでございます。以上が主な改正内容でございます。

この条例は平成 29 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

ただし、第 2 条から第 4 条までの改正は平成 31 年 10 月 1 日から施行するものでございます。

議案第 19 号 河合町地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてでございます。

このことにつきましては、介護保険法施行規則の一部改正に伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

内容につきましては、地域包括支援センターの職務に従事する主任介護支援専門員について、5 年を超えない期間ごとに更新研修を受けることを規定するとともに、経過措置を定めるものでございます。

この条例は公布の日から施行するものでございます。

議案第 20 号、議案第 21 号、議案第 22 号につきましては、河合町道路線の認定についてでございます。

このことにつきましては、都市計画法に基づく開発行為により設置され、本町に移管された道路について、道路法第 8 条第 1 項の規定に基づき河合町道路線に認定するために、同条第 2 項の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

議案第 23 号 工事の請負契約についてでございます。

このことにつきましては、下記のとおり請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

工事名、河合町立城古老人憩の家移転工事。

契約の方法、指名競争入札。

契約金額、7,117 万 2,000 円。

契約の相手方、奈良県北葛城郡河合町池部 2 丁目 7 番 5 号。株式会社 豊国。代表取締役 今西勝。

以上、簡単ですが提出致されました 23 案件のごく簡単に説明をさせていただきましたけども、どうぞご審議よろしくお願ひ申し上げて、説明を終わらせていただきます。

○議長（疋田俊文） 10 分間暫時休憩します。

休憩 午前 10 時 52 分

再開 午前 11 時 05 分

○議長（疋田俊文） 再開します。

◎議案第 15 号の質疑、討論、採決

○議長（疋田俊文） 日程第 3 議案第 15 号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてを議題とします。

これより、質疑に入ります。

質疑のある方、発言願います。

○2番（大西孝幸） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 大西議員。

○2番（大西孝幸） 今回の改正であります、介護される側、する側において非常に良い改正だと思います。ただ、柔軟に取れるという事で住民サービスに影響があるのかどうかその点をお願いします。

○総務部次長（木村光弘） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 木村総務部次長。

○総務部次長（木村光弘） 本、条例の改正につきまして、議員おっしゃったように、休暇等の拡大がされてくるという部分でございますが、それに伴いまして職員等は休暇中は欠けるという事で住民サービスの事をご懸念されてると思いますが、その点につきましては今、います職員でカバーしていきます。それでもいけない場合は臨時職員を雇用する等の方法をとっていきたいと思っております。

○議長（疋田俊文） 他にございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） ご異議なしと認めます。

これより、議案第15号の採決を行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の方举手願います。

（賛成者举手）

○議長（疋田俊文） 全員であります。

よって、議案第15号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

◎議案第16号の質疑、討論、採決

○議長（疋田俊文） 日程第4 議案第16号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを議題とします。

これより、質疑に入ります。

質疑のある方、発言願います。

（「ありません」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） ご異議なしと認めます。

これより、議案第16号の採決を行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の方挙手願います。

（賛成者挙手）

○議長（疋田俊文） 全員であります。

よって、議案第16号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

◎議案第18号の質疑、討論、採決

○議長（疋田俊文） 日程第5 議案第18号 河合町税条例の一部改正についてを議題とします。

これより、質疑に入ります。

質疑のある方、発言願います。

○9番（西村 潔） はい、議長。

○議長（疋田俊文） はい、西村議員。

○9番（西村 潔） 多岐にわたる項目も追加もあるんですけど、81条についてですね、現行ではほとんどの規定、概要だけなんですけど、今回大幅な細かくなってるんですけど、その理由について説明お願いしたいんですけど。

○税務課長（浮島龍幸） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 浮島税務課長。

○税務課長（浮島龍幸） 81条は売主が軽自動車等の所有権を留保、住宅ローンをしている場合に買主を所有者とみなし課税する規定で、及び製造により取得した軽自動車、販売のためか運行以外の目的の為に取得した軽自動車について車両番号の指定を受けた場合は環境性能割を課するとする規定を新設するものでございます。

○議長（疋田俊文） 他にございませんか。

○9番（西村 潔） はい、議長。

○議長（疋田俊文） はい、西村議員。

○9番（西村 潔） これは元の法律が変わったという事だと思うんですけどね、結構細かく規定してるんですよね、従来の条例では2、3行しか細かく書いてなかったんですけどね、これはどういう理由でそうなったのか説明してほしいです。

○税務課長（浮島龍幸） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 浮島税務課長。

○税務課長（浮島龍幸） 正当により取得した車両、販売や運行以外の目的の為に取得した車両は課税されないが、その場合でも車両番号の指定を受けた場合は課税をする規定をもうけたからです。

○議長（疋田俊文） 他にございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） ご異議なしと認めます。

これより、議案第18号の採決を行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の方举手願います。

（賛成者举手）

○議長（疋田俊文） 全員であります。

よって、議案第18号 河合町税条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

○議長（疋田俊文） 日程第6 議案第19号 河合町地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題とします。

これより、質疑に入ります。

質疑のある方、発言願います。

○4番（馬場千恵子） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 馬場議員。

○4番（馬場千恵子） ケアマネさんの研修が5年ごとにあるという事で、それに加えて今回主任ケアマネさんの研修をということで新たに設けた内容だと思うんですけど、例えば、ケアマネさんの研修を1回受けます。その後、主任ケアマネさんについては、また更新を受けるという事で、両方受けなければならないという事ですか。ケアマネさんの研修を受けた人が主任ケアマネの資格を受けたら、ケアマネの5年ごとの研修は受けなくて良いという事ではないんですか。

○福祉政策課長（辰己 環） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 辰己福祉課長。

○福祉政策課長（辰己 環） 5年ごとの更新制が新しくできたわけですが、主任ケアマネの研修とケアマネ研修は別のものでございますけど、ケアマネ研修は以前から5年ごとで研修を受けていただいて更新をしていただく。今回新たに、主任ケアマネの資格を持っていただいている方は5年をたたない間に新しく研修を受けていただくという事なので、ケアマネさんは主任ケアマネの研修を受ける必要は基本的にはございません。

○4番（馬場千恵子） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 馬場議員。

○4番（馬場千恵子） ケアマネさん全ての方が、主任ケアマネの研修を受けなくていいという事ですね。ところが例えばケアマネの研修をうけて奈良県の場合は3万円がいて、主任ケアマネの研修で3万9,000円いるという事で、研修費も高くつくんですけど、これは全て個人か事業主が負担という事でそれに対して町は主任ケアマネが居ないと介護の事業も進まないという事もありますので、町としてはそれに対してはどういった対応をされますか。

○福祉政策課長（辰己 環） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 辰己福祉課長。

○福祉政策課長（辰己 環） 主任ケアマネさんと言いますのはケアマネさんの資格を持っておられる方が5年以上実績があつて、テストを受けて合格された方が主任ケアマネです。地

域包括支援センターには主任ケアマネさんを配置しないといけないというので配置させていた
ただいてるところですが、個人の資格ですので個人負担でお願いしたいと考えております。

○議長（疋田俊文） 他にございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） ご異議なしと認めます。

これより、議案第19号の採決を行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の方举手願います。

（賛成者举手）

○議長（疋田俊文） 全員であります。

よって、議案第19号 河合町地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める
条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

◎議案第23号の質疑、討論、採決

○議長（疋田俊文） 日程第7 議案第23号 工事の請負契約についてを議題とします。

これより、質疑に入ります。

質疑のある方、発言願います。

○4番（馬場千恵子） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 馬場議員。

○4番（馬場千恵子） 今回の入札に参加した企業が何社あって、豊国に決めた決定的な理由
は何かをお聞きしたいのと、城古の新しくできる老人憩の家の規模なんですけど、従来の憩
の家との比較というか、だいたい同じような規模になっているのか、城古の方がかなり立派
な中身だと思うんですけど、公平さはどうなのかお聞きしたいです。

○福祉政策課長（辰己 環） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 辰己福祉課長。

○福祉政策課長（辰己 環） 今回、入札に参加していただいた業者さんは5業者です。そし

て、入札されたのは一番安価であったというところがございます。そして、規模という事でございますが、同じような建物の面積を想定してさせていただいてるところです。

○議長（疋田俊文） 他にございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） ご異議なしと認めます。

これより、議案第23号の採決を行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の方举手願います。

（賛成者举手）

○議長（疋田俊文） 全員であります。

よって、議案第23号 工事の請負契約については原案のとおり可決されました。

◎議案第1号から議案第5号、議案第15号から議案第17号、議案第20号から議案第22号の委員会付託

○議長（疋田俊文） 日程第8、議案第1号、日程第9、議案第2号、日程第10、議案第3号、日程第11、議案第4号、日程第12、議案第5号、日程第13、議案第17号、日程第14、議案第20号、日程第15、議案第21号、日程第16、議案第22号の審議方法についてお諮りします。

（「議長一任」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 議長一任との声でございますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） ご異議なしの声でございますので、議長一任とさせていただきます。報告します。

議案第1号、議案第17号を総務常任委員会に付託します。

議案第2号、議案第4号、議案第5号を厚生常任委員会に付託します。

議案第3号、議案第20号、議案第21号、議案第22号を経済建設常任委員会に付託します。

◎議案第6号から議案第14号の委員会付託

○議長（疋田俊文） 日程第17、議案第6号、日程第18、議案第7号、日程第19、議案第8号、日程第20、議案第9号、日程第21、議案第10号、日程第22、議案第11号、日程第23、議案第12号、日程第24、議案第13号、日程第25、議案第14号の審議方法についてお諮りします。

（「議長一任」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 議長一任との声でございますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） ご異議なしの声でございますので、議長一任とさせていただきます。報告します。

特別委員会を設置します。

委員会の名称は予算審査特別委員会とします。

ただいま、設置しました委員会の委員数及び委員会の選任についてはどのようにしたらよろしいかお伺いします。

（「議長一任」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 議長一任との声でございますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） ご異議なしの声でございますので、議長一任とさせていただきます。暫時休憩いたします。

休憩 午前11時21分

再開 午前11時23分

○議長（疋田俊文） 再開します。

委員は5名とします。

委員の選任の結果を報告します。

予算審査特別委員会の委員には、馬場千恵子議員、吉村幸訓議員、岡田康則議員、谷本昌

弘議員、中尾伊佐男議員、以上の5名とします。

それでは、委員長、副委員長の互選をお願いします。

その間、暫時休憩します。

休憩 午前11時23分

再開 午前11時26分

○議長（疋田俊文） 再開します。

互選の結果を報告します。

予算審査特別委員会の委員長には中尾伊佐男議員、同副委員長には岡田康則議員が選任されました。

◎散会の宣告

○議長（疋田俊文） 以上をもって、本日の日程は全て議了しました。

本日はこれにて散会したいと思いますがお異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって散会とします。

散会 午前11時27分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 正 田 俊 文

署 名 議 員 辻 井 賢 治

署 名 議 員 岡 田 美伊子